

これまでの議論を踏まえた論点の整理③

(検討の背景)

- ・ 昭和27年の電産スト等が国民経済と国民の日常生活に与えた影響は甚大であったこと等に鑑み、翌28年に制定。
- ・ 平成27年のスト部会報告（以下、「平成27年部会報告」という。）では、スト規制法は「現時点では存続することでやむを得ない」としつつも、「スト規制法の在り方については、電力システム改革の進展の状況とその影響を十分に検証した上で、今後、再検討すべき」と結論。
- ・ 平成27年の電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議で、平成27年部会報告における再検討の指摘に基づき、スト規制法の「廃止も含めた検討を行い、結論を得るものとする」とされた。

1. スト規制法の法的位置づけ

- 平成27年部会報告で以下のとおり整理している。
 - ・ スト規制法は、憲法第28条における争議権の保障が及ばない「正当ではない争議行為」の方法の一部を明文で禁止。
 - ・ スト規制法は、正当でない争議行為の範囲を明らかにしてその防止を図ることが主眼で、正当な争議行為も含めて一定期間禁止し、その間にあらゆる手段を講じて労働争議を調整・解決することを狙いとする労働関係調整法とは目的が異なる。
 - ・ 諸外国の労使関係法制では、電気事業に限定して争議行為を規制する法制は見当たらないが、電力供給を維持するための何らかのシステムを設けている。
- スト規制法の法的効果とその役割について更に検討を行ったところ
 - ・ スト規制法第2条の条文上は、争議行為が一律に禁止されている国家公務員法及び地方公務員法と同様に行為を規制する規定ぶりになっているが、①国家公務員及び地方公務員は、争議行為の正当性の有無に関わらず、全ての争議行為が認められておらず、争議行為をした場合の懲戒規定があること②スト規制法はその対象を正当性が認められない争議行為に限っており、罰則等も規定されていないことから、スト規制法上の「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為」とは、正当性が認められない争議行為を確認的に規定したもので、行為規範として示すことにより、保護法益である国民経済及び国民の日常生活に支障が生じないようにする役割をもった法律であると考えられる。

<論点1>

⇒ スト規制法の法的効果は行為規範であり、それを示すことで保護法益を守るための予防的役割を担っていると解されるが、スト規制法の必要性については、論点2以降の状況、他の措置による代替可能性、保護法益に係る視点（消費者・需要家からの視点）を含めて検討すべきではないか。

(※第5回部会資料での論点)

論点1：平成27年部会報告からの変化等を踏まえた上で、スト規制法の必要性を検討することが重要ではないか。

(参考)

[別添1] スト規制法において禁止している正当でない争議行為（電気事業関係）について（第1回資料4 抜粋）

[別添2] 平成27年7月3日付け政労発第0703第1号「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（電気事業関係）の解釈について」

2. 電気及び電気の安定供給を取り巻く状況の変化等

○ 電力システム改革検証の結果

- ・ 資源エネルギー庁において、今般の電力システム改革に関する諸制度の見直しや、それによって我が国の電力供給の状況や電力供給を支える事業の状況がどのように変化したか等について全体にわたる検証が行われ、「電力システム改革の検証結果と今後の方向性～安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向けて～」が令和7年3月にとりまとめられた。
- ・ 検証における現状の評価としては、広域的な電力需給・送配電ネットワーク整備や、700社を超える小売事業者の参入による料金メニューの多様化等について評価出来るとされた。その一方で、電力システムを取り巻く経済社会環境の変化を踏まえた課題として、①DX等により需要が増加する見込みの中で供給力の維持・確保、②国際的なカーボンニュートラルへの対応の加速化、③地政学的な環境の変化に伴う国際燃料価格の高騰をはじめとする様々なリスクへの対応が挙げられている。そのため、安定供給確保を大前提とした電源の脱炭素化の推進、電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築、電源・系統への投資に対するファイナンス等への対応の方向性が示された。

電力システム改革の検証を踏まえて以下を議論。

○ 電気の特殊性

(物理的性質における特殊性)

- ・ 電気は貯蓄不可能で、需給バランスを崩すと予測不能な大規模停電が発生することに变化はない。

(国民生活やエネルギー構成比における電気の重要性)

- ・ 電気は引き続き常時不可欠で代替不可能なエネルギー源で、データセンターや半導体工場の新増設、生成AIの利活用拡大等に伴い、DXが進展する中でより電力需要が増加する見込み。
- ・ 今後のエネルギー需給の見通しでは、効率的なエネルギー活用により、2040年までに最終エネルギー消費量の総量は減少するが、電化により総量に対する電力需要の割合は高まる見込み。

<論点2>

⇒ 電気の特殊性については、物理的的特殊性のみならず、国民生活やエネルギー構成比における位置づけを含め平成27年部会報告からの変化を評価しながら検討し、その上で、スト規制法の必要性を検討すべきではないか。

(※第5回部会資料での論点)

論点2：電気の特殊性は、平成27年部会報告から変化がないといえるか。

○ 電気の安定供給の重要性

- ・ 国民経済及び国民の日常生活における電気の安定供給の重要性は平成27年部会報告時に比べ増大。
- ・ 再生可能エネルギー拡大により、火力発電における発電量のボラティリティが増加し、調整負荷が重くなっている中で、カーボンニュートラルに向けた再生可能エネルギーの更なる拡大・火力発電の脱炭素化も同時に求められている。また、電源と需要の状況を踏まえた形でのシステムの効率的な整備も求められる。
- ・ 自然災害の頻発で電気設備の保全負荷が増大しており、今後も大規模災害のリスクがある。また、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化など、地政学的な経済安全保障のリスクが高まりつつある。こうした様々な不確実性を念頭に、電気の安定供給の確保を進める必要がある。

<論点3>

⇒ 電気の安定供給確保に係る課題の困難度が高まる中、安定供給確保のためのリスクマネジメントの方策を、社会の安定や国民生活における安心といった観点も含めながら安定供給を阻害するリスクや法律が持つ社会へのメッセージ性も考慮して検討し、その上で、スト規制法の必要性を検討すべきではないか。

(※第5回部会資料での論点)

論点3：電気の重要性が高まるとともにその安定供給を取り巻くリスクが多様化し、その対応が様々に求められる中、安定供給確保に係る課題の困難度は高まっていると言えるか。また、電気の安定供給を確保するためにはどのような対応が必要か。

○ 電気事業における労使関係

- ・ 電力システム改革により、発送電の法的分離があったものの、電力労使は対等の立場に立ち、健全な労使関係を築いている。
- ・ 近年では争議行為の実績はなく、引き続き労使関係は安定・成熟している。
- ・ 引き続き良好な労使関係を維持しながら電気の安定供給に努めていくという点について、労使の認識は一致している。

○ 電気事業の業務

- ・ 電気事業の業務は、平成27年部会報告時に比べ主に定型・日常業務の自動化・省力化により省人化が進んでいる。一方で、完全自動化には至らず、再生可能エネルギー拡大に伴う発電設備の出力調整への対応など、人による判断・対応が増加している部分もあり。
- ・ 業務内容の複雑化、技術革新に伴う頻繁なアップデートにより、複数月～複数年をかけた人材育成が必要な業務も見受けられる。

○ 電気事業者間の競争環境

- ・ 自由化された発電事業については、再生可能エネルギー電源は、新規参入が拡大。原子力発電所はベースロード電源。石炭火力発電所は、以前はミドルベース運転をしていたが、現在は再生可能エネルギー電源増加により、発電量を調整しつつ運転

する役割に変化。安定供給には需給バランスの確保が必要で、現時点では火力発電所が安定供給の要の役割を担っている。

- ・ 電力システム改革により発電事業の自由化がなされ、様々な事業者が参入したが、発電設備の大半（75%）については、旧一般電気事業者等が保有している。また、再生可能エネルギーの導入に伴う火力発電の稼働率・収益性の低下により休廃止が進展するとともに、現在も発電事業者による電源の新設・リプレースに向けた設備投資は容易ではない状況であり、送配電事業については、引き続き地域独占となっている。

○ 事業者間の連携体制

- ・ 電力システム改革により、地域間連系線や周波数変換設備の増強、需給ひっ迫の地域間融通などの取組が進展するなど、広域融通の仕組みの構築に一定の進捗があるとされている。
- ・ 今後も電力広域的運営推進機関が策定した広域系統長期方針に基づき、再生可能エネルギー大量導入とレジリエンス強化のため、全国各所での地域間連系線や地内基幹系統の増強が予定されている。

<論点4>

⇒ 平成27年部会報告で取り上げられた電気事業の業務の自動化や代替性、労使関係、競争環境について、平成27年部会報告からの変化を評価した上で、スト規制法の必要性を検討すべきではないか。

(※第5回部会資料での論点)

論点4：現状では、労使関係は安定・成熟しているが、今後の労使関係をどのようにとらえるか。

論点5：争議行為時の非組合員（管理職）による業務の代替性についてどう考えるか。代替ではなく電気の安定供給に支障を生じさせないために必要な範囲で組合員が協力するようあらかじめ労使で取り決めるなどが考えられるか。

論点6：電気事業者間の競争環境についてどう考えるか。

論点7：電気の安定供給の観点から事業者間の連携による代替性をどう考えるか。

スト規制法において禁止している正当でない争議行為（電気事業関係）について

法の概要

- スト規制法は、憲法上の争議権の保障が及ばない「正当でない争議行為」として、「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為」を明文で禁止している。

<p>禁止対象の争議行為の例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ スイッチオフ等の積極的行為 ○ 作為・不作為の別を問わず、当該行為の性質上発電、送電、給電、変電及び配電に直接に障害を生じさせる行為（結果の発生について客観的に具体的な可能性がある行為であれば必ずしも障害が現実発生することを要しない） ○ 停電のみならず電圧・周波数の低下を来す等の行為 ○ 事故時・災害時等の緊急時において電気の安定供給を維持・回復するための作業に従事しないこと等
<p>禁止対象外の争議行為の例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庶務等、業務の性質上、当該労働者の争議行為が、電気の正常な供給に直接に障害を与えないことが、客観的に明らかなる場合 ○ 当該事業場の設備及び規模、電力需給の状況、人員の配置及び稼働の状況、業務の運行状況等の諸般の事情を考慮すれば、当該争議行為が電気の正常な供給に直接に障害を生じさせないことが客観的に明らかなる場合 ○ 使用者側の何らかの対応措置が採られない限り、当該争議行為により「電気の正常な供給に直接に障害」が生ずる可能性がある場合であっても、あらかじめ電気の正常な供給に障害を生じさせることがないように関係労使間で十全の協定がなされ、それに従って現実措置が採られる場合

※ 平成27年7月3日付け政労発第0703第1号電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（電気事業関係）の解釈について

保護法益

- スト規制法の保護法益は、電気事業における労使の争議行為により、電気の正常な供給に障害が生じることによって、国民経済や国民の日常生活に支障が生じないようにすること

『電気の正常な供給』に障害 ⇒ 『国民の日常生活』や『企業の経済活動』などに大きな支障

（例）医療機関等での診療、電車の運行、水道水の供給、工場での生産活動など

※現在の電力使用量は、スト規制法制定当時（昭和28年）と比較して約20倍の規模

政労発第0703第1号
平成27年7月3日

各都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官
(公印省略)

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律
(電気事業関係)の解釈について

1 本通知発出の趣旨

本通知は、労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会報告書「今後の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律(電気事業関係)の在り方について(報告)」(別添、平成27年2月2日)において「スト規制法第2条において禁止される争議行為に関する解釈通知については、現在の電気事業の状況や、今後の電力システム改革等に伴い業務内容の変化が見込まれることも踏まえて必要な見直しを行うべき」とされたことを受けて発出するものである。

このため、昭和28年8月12日労働省発労第27号通知中、【定義】(一)及び【第二条の解釈】を削除し、昭和52年11月2日労発第95号通知についてはこれを廃止するものとするが、本法の趣旨については何ら変わるものではない。

2 電気事業の定義

本法にいう「電気事業」とは、①一般送配電事業、②送電事業、③事業主又は労働者が第2条の禁止行為を行うことによって、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する発電事業者が営む発電事業を指す。

したがって、電気供給に直接関係のない小売電気事業における事業主及び労働者の争議行為が本法の対象外であることは言うまでもない。

3 第2条の解釈

(1) 判断基準

本法は、特定の業務における争議行為を一律に禁止しているのではなく、具体的な争議行為が第2条にいう行為に該当するか否かについては、専ら当該行為が発電、送電、給電、変電及び配電に直接に障害を生じさせる客観的具体的な可能性があるか否かにより決すべきである。

(2) 本条に違反する行為

「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜ

しめる行為」とは、電気供給に直接関係のある発電、送電、給電、変電及び配電の業務について規定したものであり、スイッチオフ等の積極的行為はもちろんのこと、作為・不作為の別を問わず、当該行為の性質上このような障害を生じさせる行為をいい、結果の発生について客観的に具体的な可能性がある行為であれば必ずしも障害が現実発生することを要しない。

すなわち、停電のみならず電圧・周波数の低下を来す等の行為はもちろん、事故時・災害時等の緊急時において電気の安定供給を維持・回復するための作業に従事しないこと等も含むものである。

(3) 本条に違反しない行為

庶務等、業務の性質上、当該労働者の争議行為が、電気の正常な供給に直接に障害を与えないことが、客観的に明らかな場合には、本条に違反しない。また、当該事業場の設備及び規模、電力需給の状況、人員の配置及び稼働の状況、業務の運行状況等の諸般の事情を考慮すれば、当該争議行為が電気の正常な供給に直接に障害を生じさせないことが客観的に明らかな場合も、本条に違反するものではない。

使用者側の何らかの対応措置が採られない限り、当該争議行為により「電気の正常な供給に直接に障害」が生ずる可能性がある場合であっても、あらかじめ電気の正常な供給に障害を生じさせないように関係労使間で十全の協定がなされ、それによって現実措置が採られる場合にあっては、争議行為時における電気の供給態勢が労使のかかる措置により客観的に確保されているといえるのであって、このような状況の下になされた争議行為は、本条に違反するものではない。

(4) 本条違反の効果

本条違反の行為に対しては、本法では罰則規定は設けていないが、このような行為は当然労働組合の正当な行為ではないから、労働組合法第1条第2項による刑事上の免責が失われる結果、電気事業法の罰則等が適用される。また、民事上の免責も失われる結果、このような行為によって生じた損害の賠償責任を生じ、かつ、解雇その他の不利益取扱いを受けても不当労働行為の救済を受けられないこととなる。なお、かかる行為をなすべき旨の指令は違法行為を指令するものであるから、労働組合の正当な行為でなく、したがって労働法上の保護を受けられない。また当該行為が現実に行われた場合には、その指令の性格にもよるが、刑法の共犯理論によって、その指令した者も処罰されることがある。

本条は労働者のみならず事業主にも適用されるのであるから、事業主も例えば発電、送電、給電、変電及び配電の運転要員等に対するロックアウトのような、電気の正常な供給を停止しその他電気の正常な供給に直接に障害を生じさせるような争議行為を行い得ないものである。このようなロックアウトを行った場合には、電気事業法の罰則の適用を受ける。

(5) その他

本条は、電気事業における正当でない争議行為のすべてを規定したのではない。

したがって本条に抵触しない争議行為であっても、それが暴力の行使（労働組合法第1条第2項）を伴う等、一般法理に照らし正当性を欠く争議行為が許されないことはもちろんである。

電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめないことが客観的に明らかであるような方法、態様において争議行為が開始された場合であっても、その後の状況の推移いかんによっては、電気の正常な供給に直接に障害がもたらされる可能性が生ずる場合がある。このような場合にあっては、争議行為を中止するなり、あるいは争議行為の方法、態様を変更するなりして、電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめるような結果の発生を回避する義務があることは当然である。